

## 1. 企業と会社と会社法

### 1-1. 大学生と会社法

#### **事例 1-a** アユミさんと会社法

アユミさんは D 大学法学部の 2 年生。「企業組織法の基礎」の講義に出席するために、長い坂道を歩いている。途中で、経済学部に通う友人であるミチコに会った。アユミさんが、「企業組織法の基礎」の講義で会社法を学んでいると話すと、ミチコは、「会社法を学ぶことに、何か意味はあるの?」と言った。アユミさんは、どう答えるのだろうか?

①自分で会社を設立して事業を立ち上げる場合

②どこかの会社に就職する場合→労働法（労働時間、賃金 etc.）

法律を学ぶこと＝キャリアに直接役立つ知識を得ること？

### 1-2. 企業

(1)個人企業と共同企業

#### **事例 1-b** 個人企業

①アユミさんは、1 人でお金を出資して、紅茶の美味しいカフェをはじめた。②カフェは繁盛したので、アルバイトの店員を雇った。③アユミさんは店舗を自前で持とうと、銀行からお金を借りた。

#### **事例 1-c** 共同企業

アユミさんとケンイチは、2 人でお金を出資して、紅茶の美味しいカフェをはじめた。

企業（営利企業）—— 個人企業 / 共同企業

(2)出資の意義

資金の拠出 → 利益を獲得 / リスクを負担

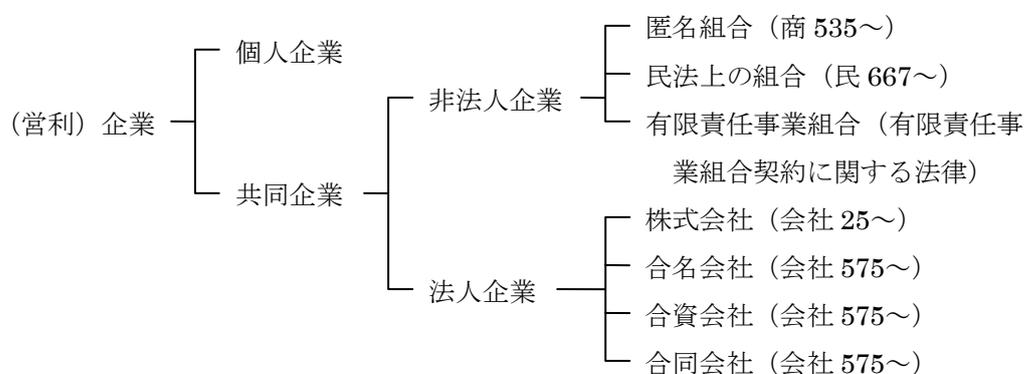
出資とは違うもの（詳細は 10-3）

事例 1-b② :

事例 1-b③ :

(3)共同企業の必要性と法規制

法=様式（フォーマット）を用意+意思決定・利益の分配・損失の負担等についてルール



## 1-3. 会社

### 1-3-1. 株式会社とは

#### (1) 共同企業と会社

#### (2) 株式会社

株式会社の利害関係者 —— 従業員、株主、社長 etc.

#### **事例 1-d** 株式会社

①アユミさんとケンイチは、2人でお金を出資してA株式会社を設立して、紅茶の美味しいカフェを京田辺市ではじめた。カフェは順調に利益を上げたため、竹田に2号店、今出川に3号店と、次々にお店を開いた。②さらに事業を拡張するために資金が必要になったため、アユミさんとケンイチは、より多くの出資者を募ることにした。そのために、A株式会社は、新たに株式を発行した。また、③A株式会社は、滋賀県でカフェを数軒営むB株式会社を買収して傘下におさめた。④このようにA株式会社は拡大を重ね、いつしか一流企業になった。今ではA株式会社の株式は東京証券取引所第一部市場に上場されており、株主数は数万人を数える。その後、ケンイチは、A株式会社への出資をやめることにした。そのため、⑤ケンイチは、友人のヤスヒロに、自分の持っているA株式会社の株式を売却した。

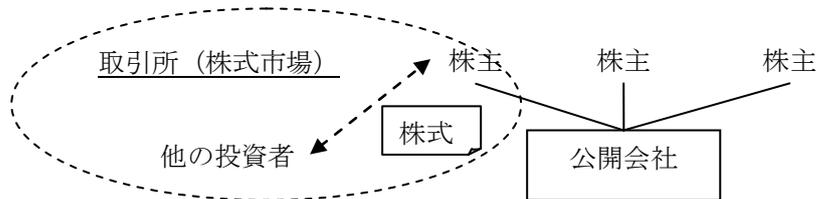
出資者としてのアユミ・ケンイチ

会社の規模拡大：②、③

出資の回収：⑤

(3) 上場会社と非上場会社

上場会社：東京証券取引所で約 2300 社（'09）、JASDAQ で約 900 社（'09）



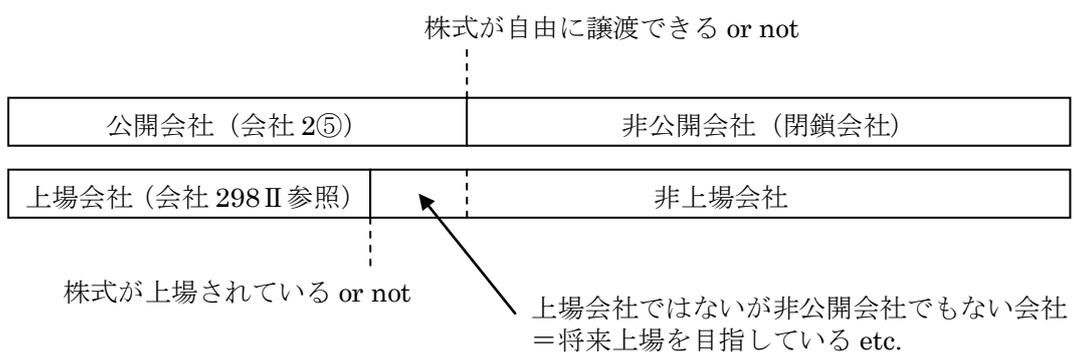
非上場会社

一人会社 (いちにんがいしゃ) [テキスト Column1-4]

株主は最少何人? = 1 人 (会社法に株主数の下限なし)

1 人なのに共同企業・社団? = 特に問題なし

(4) 公開会社と非公開会社



公開会社・非公開会社の正確な意義 [テキスト 1 章 3 節 2(4)]

公開会社（会社 2⑤）＝発行する株式の少なくとも 1 種類について、譲渡制限を付していない会社

⇨非公開会社＝発行する株式のすべての種類について、譲渡制限を付している会社

\* 「種類」＝会社は、複数の種類（株主の権利の内容等が異なる）の株式を発行可

\* 「譲渡制限を付し」＝会社は、定款で、譲渡による株式の取得について当該株式会社の承認を要することを定めることができる（会社 107 I ① II ①・108 I ④ II ④）  
（いずれも詳細は「企業ファイナンス法」）

### 1-3-2. 会社の種類

どの種類の会社が多い？

#### ①有限責任（会社 104）

|                    | 有限責任を負う出資者        | 無限責任を負う出資者       |
|--------------------|-------------------|------------------|
| 株式会社               | 株主（会社 104）        | —                |
| 合名会社（会社 576 II）    | —                 | 無限責任社員（会社 580 I） |
| 合資会社（会社 576 III）   | 有限責任社員（会社 580 II） | 無限責任社員（会社 580 I） |
| 合同会社（会社 576 IV）[*] | 有限責任社員（会社 580 II） | —                |

[\*] H.17 会社法制定時に新しく設けられた形態

社員という言葉の意味 [テキスト Column1-5 も参照]

①持分会社の出資者（会社 575etc.）：会社法の用語法

②（株式会社を含めて）会社の出資者：講学上の用語法

×③従業員：日常用語

#### ②社会的信用

## 1-4. 会社法

### (1) 「会社法」の法源

|          |   |
|----------|---|
| 本体       | 会社法（平成 17 年法律第 86 号）                        |
| 重要な省令    | 会社法施行規則、会社計算規則                              |
| その他重要な法律 | 社債、株式等の振替に関する法律、担保付社債信託法、商業登記法、金融商品取引法 etc. |

### (2) 会社法の特徴

会社に関する法分野は会社法に限らない

例：会社が行う取引

税金の支払い

会社と従業員の関係

→ 会社法の特徴は？